

相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 7 号

相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例

相模原市立環境情報センター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 2 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表学習室の項中「5, 9 0 0 円」を「6, 4 0 0 円」に改め、同表活動室の項中「4, 6 0 0 円」を「5, 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 項の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。